

# 高松市水道事業経営懇談会からの提言

高松市水道局では水道事業の適正かつ効率的な運営と健全な経営を図るため高松市水道事業経営懇談会を設置しています。

第4期を迎えたこの懇談会は、平成17年度からの2年間で、6回にわたり開催され、学識経験者などで構成される15名の委員さんに水道事業を取り巻く諸問題についてご審議いただき、今後の課題について次のとおり貴重な提言をいただきました。

高松市水道局としましては、今回の貴重な提言を今後の事業経営の中で積極的に反映し、水道事業の発展のため全力を尽くしてまいります。

1 合併による新高松市水道事業の経営については、国の水道ビジョンに基づく高松市水道ビジョンや財政収支計画の策定により、合理化も含めた経営の効率化、健全化に向けて更なる努力を期待します。

なお、経営状況は広報紙や局のホームページを通して開示されておりありますが、より見やすく解りやすい表現や内容となるよう期待します。

2 市民の関心が、水道事業の根幹である「安全で、おいしい水を、安定的に供給すること」にあることから、水道水源の多様化に引き続き取り組むべきと考えます。特に、水道の安全性については市民全てが期待するところですので、鉛管の早期解消を計画的に推進するとともに、水質検査の信頼性

を高め、結果は市民に分かり易い内容や表現にされることを期待します。

3 廃棄物減量化等の環境負荷の低減による環境に配慮した水道事業の構築が求められており、浄水場における太陽光発電等も今後の検討課題であると考えます。また、水道水源域の環境保全については、関係機関との連携を図り、保全条例の制定等も視野に入れ積極的に取り組んでいくことを期待します。

4 渇水時や震災時等の水道供給、また、水源の毒物混入等テロ対策の重要性に鑑み、水道施設の危機管理体制の充実を図るとともに、災害時等には、市民の協力が不可欠であることから、地域住民も含めた防災訓練を今後も継続して実施し、初動体制の充実を図ることが重要であると考えます。また、合併により給水区域も拡大したことから、関係機関との連携をより強化し、危機管理体制の充実を図るよう期待します。

5 財政面と渇水リスクを考慮し、自己処理水と県営水道用水のバランスを保ち、安定給水が継続されることを期待します。また、「安全でおいしい水」の宣伝として、高松市の水道水のペットボトルでの販売についての検討を提案します。

高松市水道事業経営懇談会

会長 加藤 俊作

## 今お使いの貯水槽は大丈夫？

ビルやマンションなど高い建物では、水道管からの水をいったん受水槽に貯め、これをポンプなどで高層水槽に汲み上げてから、各階に給水します。貯水槽に入るまでの水道水の水質管理は水道局の責任で行っておりますが、貯水槽から各階の蛇口までの維持管理は、これを設置した方の責任として定められています。

管理の方法としては、次のようなことがあります。

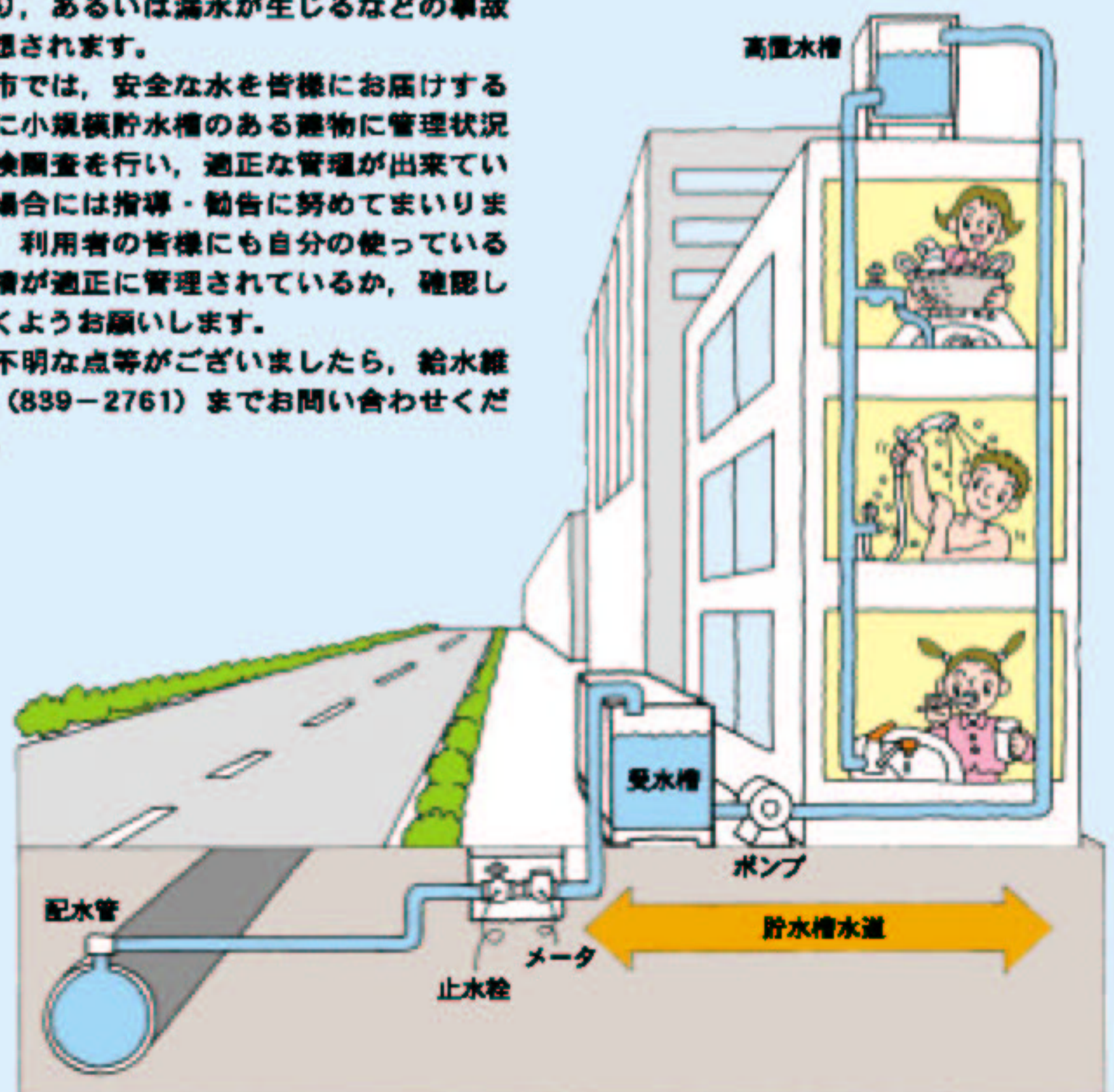
- ① 水槽の清掃（1年以内ごとに1回）
- ② 水槽の点検、汚染防止処置の実施
- ③ 必要に応じ、水質検査の実施
- ④ 指定検査機関による管理状況の検査（年1回）
- ⑤ 供給する水が人の健康を害する恐れがある場合には、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。

管理を怠ると、貯水槽への虫やネズミの侵入、雨水やゴミの混入など、水が汚染されたり、あるいは漏水が生じるなどの事故が予想されます。

本市では、安全な水を皆様にお届けするために小規模貯水槽のある建物に管理状況の点検調査を行い、適正な管理が出来ない場合には指導・勧告に努めてまいります。利用者の皆様にも自分の使っている貯水槽が適正に管理されているか、確認して頂くようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、給水維持課（839-2761）までお問い合わせください。

### 貯水槽水道の管理



### 配水管布設に伴う身分証の提示について



高松市水道局では、配水管布設工事に伴いお客さまのお宅を訪問する際には、身分証を提示しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、水道整備課（839-2741）までお問合せください。